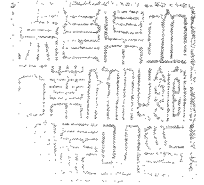


奈良県立万葉文化館において、行政財産の使用許可を受けて、有償によりミュージアムショップを運営する事業者について募集するので、次のとおり公告する。

平成25年1月31日

奈良県立万葉文化館長 中山 悟



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

奈良県立万葉文化館ミュージアムショップ運営

### (2) 業務の目的

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という）では、来館者の皆様がから親しまれ魅力的な万葉文化館ミュージアムショップ（以下「ショップ」という）を運営する事業者を募集します。

### (3) 業務の内容

ア 奈良県が作成する図録・オリジナルグッズ等の販売

イ 来館者が地域の歴史・文化を再認識し、地域の誇りや愛着を醸成できるような各種商品の開発及び販売

ウ 地域産業を活発化し、地域経済力を向上させることができるような各種商品の開発及び販売

エ 万葉文化館が行う展示・各種イベント等との連携

### (4) 業務の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### (5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する「奈良県立万葉文化館ミュージアムショップ運営事業者募集要項」（以下「募集要項」という）による。

### (6) 業務の条件

ショップ施設について、奈良県が使用許可し、事業者が使用料を負担する。

## 2 応募資格

(1) 公共施設内で経営を行うにふさわしい能力、経験等を有する企業若しくは団体又は個人。

(2) ミュージアムショップ又は類似店舗の運営経験があること。(概ね3年以上)

(3) 国税、県税、市町村税等を滞納していないこと。

(4) 関係法令に基づく行政処分を過去3年間、官公署から受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者でないこと。

(6) 著作権を守り、万葉文化館と協力しながら事業を行う意思のあること。

(7) 営業開始までの期間、運営の引継に協力の意思があること。なお、引継にかかる経費は事業者負担とします。

### 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載状の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (6) そのほか不正な行為があったとき

### 4 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10

奈良県立万葉文化館

電話 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852

メールアドレス koho@manyo.jp ホームページ <http://www.manyo.jp>

- (2) 募集要項の配布

平成25年1月31日(木)から同年2月7日(木)までの間に、(1)の担当部局又はインターネット「奈良県立万葉文化館」から入手すること。ただし、(1)の担当部局での配布については、水曜日を除く午前10時から午後5時まで。

- (3) 説明会及び現地見学会

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (4) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

### 5 運営事業者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

### 6 運営事業者に対する使用許可

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

### 7 その他

- (1) 本業務の提案への参加にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。